

大阪市告示第115号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年1月30日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鞠テニスセンター	令和8年2月2日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和8年2月9日（月）	
	令和8年2月16日（月）	
	令和8年2月24日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鞠テニスセンター	令和8年2月1日（日）	午前9時から 午後9時まで
	令和8年2月3日（火）から 同月8日（日）まで	
	令和8年2月10日（火）から 同月15日（日）まで	
	令和8年2月17日（火）から 同月23日（月）まで	
	令和8年2月25日（水）から 同月28日（土）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）